

没官領・謀叛人所帶跡地頭の成立

——国家恩賞授与権との関連をめぐって——

大 山 喬 平

【要約】 鎌倉幕府成立期の地頭の二系列（国地頭と荘郷地頭）のうち、本稿は平家没官領・謀叛人所帶跡におかれた荘郷地頭の成立を論じている。すなわち、その成立過程は(a)義仲没落後の寿永三年三月に後白河院が京都で作成した「平家没官注文」（後白河注文）を基礎にした頼朝の平家没官領惣領権の掌握、(b)元暦元年七月におきた伊賀・伊勢の平氏叛乱の鎮圧を契機とする頼朝御家人加藤太光員による「伊勢国没官注文」（光員注文）の作成、ならびに、それを基礎にする元暦二年六月の伊勢国における地頭職補任、(c)伊勢国にややおくれて着手された元暦二年三月壇ノ浦合戦後の源範頼による九州の没官領調査等の諸段階を経て、(d)文治元年十一月の国地頭の発足ならびに、翌二年六月までの存続の期間をむかえるが、この間にあっても没官領・謀叛人所帶跡を惣領して、ここに荘郷地頭を補任するという頼朝の上記の政治路線の基本は変わらず、この間に地頭職という名称の統一がはかられ、以後、鎌倉時代を通ずる荘郷地頭の存続が保証されることになる。

史料 五八巻六号 一九七五年十一月

はじめに

日本における領主制展開の理論的・実証的側面についての研究は、さまざまな批判と検討にたえて新しい展望をひらくべき段階に到達している。とくに領主制支配の究明が特殊中世的な権力支配の性格とそれにもなう中世社会の特殊な性格を解明するための中心的課題たることは、個別的研究が多角的に進展するなかで、ますますその意味を大きくしていくであろう^①。しかしながら、日本の領主制が中世国家の全体構造の展開とかかわりあった具体的連関についての検討は石母

田正・入間田宣夫氏などの二、三の画期的業績があるとはいえ、全般的には未開拓なままに残されている分野が多いといわねばならない。^② 右のような課題に近づくため、本稿は主として石母田氏の業績を念頭におきながら鎌倉幕府の地頭制度——とくに荘郷地頭の一典型たる没官領・謀叛人所帶跡地頭の成立過程を日本中世における国家恩賞授与権のあり方との関連において検討してみたい。

元来、国家に対する謀叛人として処断されたものの所領は国家の手に没収されて没官領になるが、鎌倉時代にあつては、この没官領・謀叛人跡所領をいかに処分するかは幕府の権限に属していた。^④ 幕府は中世王朝国家の軍事的保護者の立場に立っていたから、国家に対する謀叛の鎮圧もまた当然幕府の権限であつた。このようにして、幕府は国家守護への勲功の賞として給付される没官領の処分権を掌握していたのである。このような事態を私は国家恩賞授与権の幕府による分割・掌握として説明したいと思う。

ところで、本稿が前提とする「地頭領主制」なる概念について、ここで一言説明しておきたい。石母田正氏は『古代末期政治史序説』^⑤のなかで、日本の領主制成立における政治史分析のために諸階層を三類型にわかし、これを豪族的領主層、地頭的領主層、田堵・名主的地主層として位置づけた。石母田氏の場合、領主階級を構成するのは豪族的領主層、地頭的領主層となるが、この場合、地頭的領主層とは「普通は武士団を結成して一村を支配する」と説明されている。これに対し、私は実際に研究をすすめていく上で、石母田氏の地頭的領主層の定式化が中世社会の実情にそぐわないことを痛感し、氏とことなつて、「普通は一村を支配する」として定式化すべき階層を「村落領主層(制)」^⑥として概念化し、それ以外の部分を「在地領主制」として定式化するのをもっとも適当であると考えるにいたつた。ここでのいう地頭領主制とは在地領主制の特殊の形態の一つである。石母田氏の類型設定に従えなかつた根本的な理由は石母田領主制理論の根幹にかかわる問題であつて、簡単には述べえないが、実態的側面に関してのみいえば鎌倉時代の地頭の実際は石母田氏の研究段階で漠然と考えられていたとき「一村を支配する」ような規模とは、はるかに隔絶した広さと構造を有するのが普通であつ

て、莊園村落との直接のかかりを考察するために地頭に研究の焦点をむけることは多くの場合実態にそぐわない。権力と農民の直接的な接点とは事実上私のいう「村落領主層」を媒介としてのみ存在し、領主制の原理的部分の考察もまたこの村落領主層の動向のうちにのみ、もっとも普遍的な諸関係を露呈すると判断するものである。^⑦石母田領主制理論に内在する根幹的な欠陥については黒田俊雄氏が指摘するところであるが、しかし、それは石母田氏の欠陥であってかならずしも領主制論全体の欠陥とは考えられない。石母田領主制論の特色は領主制成立の母胎をなし、領主制と一体となりつつ、それに対してするどい対立的契機をはらみながら歴史的形成をとげる中世村落の政治的、位置的、政治的、位置づけが意識的に欠落させられている点にある。したがってまた石母田理論では両者の有機的連関が理解されえないことになる。従来の領主制研究の多くが、石母田氏と同様の欠陥をもつことを否定するわけではないが、それと領主制理論そのものに内在する欠陥とはおのずから別個の問題である。私がかつて、村落領主層（制）の問題としてこれに迫ろうとした課題は、石母田領主制理論の根幹に横たわる右の欠陥を克服しようとする意図にもとづくものであった。^⑧

ところで、当面の課題である地頭領主制であるが、私の場合は簡単明瞭に鎌倉幕府地頭制度のなかで地頭であったものの領主制を地頭領主制と称している。この地頭領主制は在地領主制の特殊な歴史的形態の一つにほかならない。したがって石母田氏が一村を支配する地頭的領主層と区別せねばならぬとした豪族的領主層も、地頭領主制の一形態としてあつかわれることになる。彼等の領主制の基礎には幕府によって保証された地頭職が存し、形成されつつある中世国家の内部で地頭という共通の法的諸関係を體現し、それによって行動が規制されていたからである。むろん関東の豪族的領主層の多くは地頭であると同時に、何らかの国の守護として現れるから、実際の政治過程の分析にあたってはさらにその局面を重視する必要があるが、その問題はあらためて扱わねばならない。

以上のような前提をおいて、日本における地頭領主制の展開を考察しようとするとき、鎌倉幕府の地頭がいつ、いかなる経過をたどって成立するかをみきわめることはまず最初に手がけるべき基礎作業にはかならない。それこそがより普遍

的ではあるが、歴史的個性を欠いた平安時代の在地領主制一般が国家恩賞授与権の幕府掌握を背景にしつつ、地頭領主制という強烈な個性を備えた歴史的存在に転化する最大の契機だからである。

従来この問題に関する研究の情況は主として、いわゆる「文治守護地頭」設置をめぐる問題として研究されて来た。

その研究史は中田薫・牧健二・石井良助氏以下歴大なものがあるが、それは主として法制史の立場からなされており、いきおい社会の政治・経済の実態、その全体的連関に対する現実的関心から一定の距離をおいた部分で論議される場合が多かった^⑨。しかし、石母田正氏の研究によって、文治元年十一月の中心課題が国地頭設置にあることが明らかになってみると、あらためて鎌倉幕府地頭制度の成立史をより広い視野から全体的に検討しなおす必要が生まれて来た^⑩。私の判断でいうと、文治元年十一月から翌二年六月にいたる国地頭は右にいう地頭領主制の成立史に即していえば、その成立の最終段階でおきたやや特殊な問題を提起しただけであって、その本流とは直接結びつく問題ではない^⑪。鎌倉幕府の地頭制は何よりも荘郷地頭として歴史的に具体化され、その基礎は東国問題をしばらくしておけば、没官領・謀叛人所帶跡地頭として具体化された。「平家没官領」の行方を本格的に追う必要があるのはこのためである。平家没官領こそが国家恩賞授与権の中世的形態のもとにある鎌倉時代の地方政治に深く根をおろした幕府地頭制度の成立基盤だったからである。

平家没官領に関するはじめての本格的な研究は安田元久氏の『「平家没官領」について』^⑫であり、つづいて上横手雅敬氏の「荘郷地頭制の成立」が発表されている^⑬。安田氏の研究は、従来、漠然と「平家没官領」といわれていたものを内容的に区分し、それが(イ)本家職・領家職からなる「荘領主」権(職)と、(ロ)在地領主の私領主権から発展して、下司職・地頭職などになった「在地領主」権(職)とからなること、(ハ)はその後主として関東御領を形成するようになり、(ニ)は鎌倉幕府地頭制の基盤になっていったこと、『吾妻鏡』においてすでに混乱がみられるとはいえ、本来の平家没官領とは主として(イ)の「荘領主」権(職)からなっており、(ロ)の「在地領主」権はむしろ謀叛人跡・凶徒所帶跡の没収地がやがて本来の没官領と混用されるにいたったことなどを明らかにしたものである。また上横手氏の論稿は「平家没官領」をさらに明瞭に

「莊郷地頭」成立の基盤として位置づけ、赤松俊秀氏によってあらたに紹介された元暦元年（寿永三年）三月七日の後白河法皇の「条々事書」を分析することによって、当時の政治構造全体に関する新しい見解に到達している。本稿は安田・上横手両氏の視角を継承しつつ、この問題を再検討して、領主制研究の立場からする中世国家論展望への基礎的作業の一つにしたい。

- ① 領主制研究のこのような位置づけに対する批判的見解として黒田俊雄『日本中世封建制論』、とくにその序論「中世封建制論の課題」、同別篇「日本中世の封建制の特質」がある。
- ② 石母田正「鎌倉幕府一國地頭職の成立」（石母田・佐藤編『中世の法と國家』）入間田宣夫「公田と領主制」（歴史三八輯）同「郡地頭職と公田支配」（日本文化研究所研究報告別卷六集）など
- ③ 謀反、謀叛の語義については『金玉掌中抄』が「謀反、謂謀危國家」「謀叛、謂謀背國從^レ偽」と記し、『法曹至要抄』も「名例律註曰」として、同じ文章を記す。（『群書類從』律令部）
- ④ この原則は、史料上、「依^レ為^レ没官地、雖^レ補^レ地頭」（建久元年十二月十二日源頼朝下文、東大寺要錄二、「鎌倉遺文」四九七）、「為^レ没官之地、前右大將源卿知行」（建久元年十二月日後白河院庁下文、東大寺要錄二、「鎌倉遺文」五〇一）、「為^レ謀反人之所帯、令^レ補^レ地頭」之条、雖有^レ由緒」（文治二年六月廿一日頼朝奏狀、『吾妻鏡』同日条）のように表現される。
- ⑤ 同書、第二章第二節「領主制の基礎構造」
- ⑥ 拙稿「莊園制と領主制」（『講座日本史』2「封建社會の形成」）
- ⑦ この意味から、鈴木國弘「莊園體制と國衙直領」（日本歴史二四二、三）
- ⑧ 三号）同「惣地頭職」成立の歴史的前提」（日本史研究一一四号）五味文彦「守護地頭制の展開と武士団」（『岩波講座日本歴史』5）などにみられる公文クラスの在地領主・村落領主の分析は注目すべき内容を備えている。
- ⑨ 黒田氏の批判は同氏前掲書三七四―七頁、三七九―八一頁などにある。なお、石母田領主制理論にひそむ欠陥については拙稿「農民と莊園村落」（シムボジウム日本歴史6「莊園制」十二―三頁）で、要約的に述べたことがある。
- ⑩ 中田薫「王朝時代の莊園に関する研究」（同『法制史論集』第二卷）などにみられる日本の固有法の特質に関する強烈な問題関心は、現在でも新鮮さを失わない。
- ⑪ 石母田前掲論文。
- ⑫ 國地頭についての私見の要点はさしあたり『鎌倉幕府』（小学館『日本の歴史』9）一一六―三五頁を参照。
- ⑬ 安田元久「『平家没官領』について」（『初期封建制の研究』所収。
- ⑭ 上横手雅敬『日本中世政治史研究』第二章第四節、なお同氏「寿永二年十月宣旨と平家没官領」（日本歴史二二八号）。

一、木曾義仲の平家没官領惣領

寿永二年七月の平氏の都落ち、同八月の後鳥羽天皇の踐祚によって、源平内乱はその第二段階をむかえる。京都を支配する王朝国家が平氏を否定して、源氏をむかえたのである。後鳥羽の登場は、むしろ安徳天皇の否定を意味する。そこには一つの王朝の断絶と継承が存していた。京都の王朝国家のたてまえば天皇が二人いることをみとめたわけではないのである。^①この第二段階は、東国における寿永年号の採用——それは頼朝支配下の東国が安徳を否定した新しい京都の王朝国家を承認し、その範域に再び包摂されたことを意味した——をもたらしただけか、源氏内部における木曾義仲と源頼朝との内乱における主導権争いを激化させた。頼朝と義仲、それに後白河法皇を加えて、この三者が源平内乱の戦後処置をめぐって、はやくも激烈な争いを展開するにいたる。その争いの一つの焦点をなしたのもこそ、内乱過程の進行のなかで、頼朝によって、鎌倉幕府地頭制度、したがってまた先述の地頭領主制の存立基盤として、政治的に位置づけられるにいたった平家没官領の処置に関する問題であった。

義仲・行家入京の直後、七月三十日に院において、戦乱の勲功が議せられた。その座に列した九条兼実はそのもようを『玉葉』に記しているが、院からの諮問は次の三ヶ条であった。^②

- (A) 今度義兵造意、雖在「頼朝」、当時成功事、義仲行家也。且欲行賞者、頼朝之辭難測。欲待「彼上洛」、又兩人愁「賞之晚」歟。兩ケ之間「微慮難決」。兼又三人勲賞可「有」等差「歟」。其間「子細可」計申「者」、
 - (B) 京中狼藉、士卒巨万之所「致」也。各可「減」其勢「之」由、可「被」仰下「之」處、不慮「之」難、非無所「恐」、為「之」如何。兼又縱雖「被」減「人数」、無「兵糧」者、狼藉不「可」絶。其用途又如何、同可「令」計奏「者」、
 - (C) 神社仏寺及甲乙所領、多在「關東北陸」。於「今」者、各遣「其使」、可「致」沙汰「之」由、可「被」仰「本所」歟。
- (A)は頼朝・義仲・行家に対する行賞の優劣の問題、(B)は京都進駐の士卒の減員、またそのための兵糧米の処置、(C)は関

東・北陸の莊園所領の回復措置についての問題である。いずれも、内乱の第二段階に対処するための京都側の重要問題であった。(A)については、この日「第一頼朝、第二義仲、第三行家也」との原則に立ち、京官、任国、叙爵のことなどが議せられたが、ここで注目したのは(B)のうちの兵糧の件の議論である。

兵糧事、頗有異議。忠親、長方等云、各賜一ヶ国、可宛其用途。余難曰、勸賞任国之外、更賜国之条如何。兩人曰、其用訖者、被任他人、有何難。余曰、理可然。但彼等定食取公之恨歟。只没官地之中、扱可然之所、可宛給歟。不然又以一ヶ国、可分賜兩人歟。但此条頗為喧嘩之基歟。猶賜没官之所、可宜。左大臣云、兩方之議各可然。可在勅定。頗被同余議歟。

すなわち、義仲・行家に対する兵糧用途として、忠親・長方等が賜国を主張したのに対し、兼実は没官地(領)のうち、しかるべき所を択んでこれに宛てるのがよいと反論している。右の議論のなかで兼実が念頭においた「没官地」とはほかならぬ平家没官領のことであつたにちがいない。右のやりとりで明らかにすることは寿永二年七月段階では、平家没官領をいかなる原則で誰に与えるかは、院御所における廷臣たちの自由な討論の対象であつたことである。ここには源平の内乱過程を通じて明確化する国家的勲功に対する恩賞授与権の分割はまだみられない。国家への功績に対する恩賞としての賜国と没官領給付はともに京都が掌握していたのである。

(A)の問題の結果は八月十日に義仲の従五位下左馬頭兼越後守、行家の従五位下備後守への叙任としてみられるが、(B)の没官領の件は明確な史料を欠いている。ただし、私は赤松俊秀氏の指摘に従って、延慶本『平家物語』に次のように記されている点に注意したい。^⑤

同日(八月十八日)平家没官の所領等源氏輩に分給ふ。総て五百余所なり。義仲には百四十余箇所行家には九十ヶ所也。行家申けるは所相従之源氏等更非通籍之郎従、相従戦場計也。私に支配之条彼等不存恩賞之由歟。尤可被分下一と申けるを、此条争か悉に被知食功之浅深、義仲相計て可分与とぞ申ける。兩人の申状何も非無謂を聞ける(中略)。尤頼朝之所存を可思慮歟とぞ、人々申あわれける。

史料の信憑性に問題はあるにしても、(1)後鳥羽の踐祚とほぼ日を同じくして、平家没官領五百余所の配分が行われ、義仲に一四〇余所、行家に九〇ヶ所があてられたこと、(2)行家が諸国源氏の相互の独立性を強調して、院からの直接の配分を主張したのに対して、義仲がこの時点ですではやく、没官領処分権の独占を主張した事実^⑥、(3)当然のこととして、頼朝の所存をどうするかが問題になったこと、などを伝えており、先の『玉葉』七月三十日条の議論のありさまにきわめてよく合致する記述であると云わねばならない。

このあと、同年十一月に義仲は後白河を法住寺殿に攻撃し、独裁政治を行って、頼朝との決定的な対立関係に入り、翌寿永三年正月まで京都を支配するが、その間の『百鍊抄』の簡単な記事を拾ってみると、義仲の独裁政治の推移は次のごとくである。

(十一月) 廿一日 権大納言師家卿^{年十一}入道関白、任^レ内大臣、可^レ為^レ攝政藤氏長者^{之由宣下}。

廿五日 於^レ院有^レ議定。天台座主事^{金玄・品・俊・俊・俊}、平家没官領一向賜^レ義仲、可^レ止^レ京中狼藉事、大臣可^レ被^レ転任事、崇徳院宇治左府怨靈

可^レ沙汰^二事等也。

廿八日 院近習人中納言朝方卿以下數十人解官。兼雅卿被^レ止^レ出仕、所領収公。

十二月二日、平家領義仲可^レ惣領^{之由被^レ下^二院^一、院^一下^二院^一。}

十日 可^レ追討頼朝^{之由被^レ成^二院^一、院^一下^二院^一、是依^レ義仲申請也。}

元暦元年(寿永三) 正月十一日、以^レ伊豫守義仲可^レ為^レ征夷大將軍^{之由被^レ下^二宣旨^一。}

ここには、藤原氏の摂政・氏長者の地位への介入(基通から師家への交代)、院近習の廷臣数十人の解官、頼朝追討の院庁下文、義仲の征夷大將軍など、以後の内乱過程に決定的な影響を与えた政治的決定が次々になされているのであるが、なかでも注目すべきものとして、十一月廿五日の院の議定において、京中狼藉停止を目的とする平家没官領の義仲への「一向」の処分が議せられたことと、その結果として十二月二日の院庁下文が平家領の義仲による「惣領」を指示していた事

実があげられよう。この『百鍊抄』の記事は『吉記』同年十二月五日条が「平家領義仲申給事」という書出しで、「院庁御下文到來、平家領義仲可^レ相領^ニ之由也、加判与了」と記すことによってさらに確認されうるのであろう。と同時に『吉記』の「平家領義仲可^レ相領^ニ之由也」とは、正しくは『百鍊抄』のいうごとく「惣領」の意でなければならぬことも、ほぼ確実にこれを推断することができよう。

以上によって、はじめは京中における狼藉停止のための兵糧米問題に端を発した平家没官領処分が、寿永二年十二月二日の院庁下文によって一括して、義仲に与えられたことを知りうるであらう。

政治的事態の展開過程のなかで、寿永二年十二月二日の義仲への平家没官領一括給付を位置づけるならば、それは明らかに、東海・東山両道における連乱鎮圧のための独占的な武力行使の権限を頼朝に与えたかの寿永二年十月宣旨への内容上の対抗措置であったことが知られるであらう。東海・東山両道諸国に含まれる平家の旧領は右の院庁下文がもたらす論理の筋道からして、当然義仲の権限に属したわけだからである。寿永二年十月宣旨による頼朝の東海・東山両道諸国の掌握と同年十二月院庁下文による義仲の平家没官領の惣領とはこうして寿永二年の暮の両者の鋭い政治的対抗の内容を表現していた。

寿永三年正月の義仲の敗北は形式上は彼の平家没官領惣領をすべしとにもどしたわけであったが、頼朝はこれをただちに自分のものとし、もともとは彼への対抗措置として提起された平家没官領の惣領権をみずからの政治路線の基軸として把えなおすのである。この間の事情を明らかにしうるのは赤松俊秀氏が、「平家物語の原本について」のなかで、注目し紹介した延慶本『平家物語』所収の元暦元年三月七日の一通の事書と、同氏によって簡潔に解説された日本古典文学大系『愚管抄』の校注の仕事である。^⑧ 赤松氏につづいて上横手雅敬氏は右の事書について全面的な検討を加え、平家没官領処分に関する院と諸権門ならびに頼朝の政治的対抗に独自の見通しを与え、当時の政治情況の全体を把握しようとしている。^⑨ ただ、この史料のもつ重要性にかんがみ、さらに多くの検討が加えられるべきものと考え、以下私なりの再検討を記す。

してみたい。

① この間の王朝国家首脳部の苦慮のようは『玉葉』寿永二年七月廿六、廿七、廿八、八月三、六、十、十四、十七、十八、十九日条などが連日のように伝えている。このなかで九条兼実(八月六日条に「凡天子之位、一日不可曠。政務悉乱云々。于今、遅々之条、万事違乱之源也。早速可レ有沙汰」と記した。

② 建久三年九月十二日將軍家政所下文(松平基則氏旧藏文書『鎌倉遺文』六一八)が、小山朝政を下野国日向野郷地頭職に補任した寿永二年八月日の下文を引用している事実を根拠にして、私は頼朝がおそくとも八月に寿永年号を採用したと判断する。なおこの問題については星野恒「頼朝挙兵考」(『史学叢説』第二集)同「頼朝挙兵の名義に就いて」(『鎌倉時代史論』平泉澄「頼朝と年号」(『史学雑誌』二八一—一〇)上横手前掲書一五九頁以下、石井進「日本中世国家史の研究」二九五—六頁。同「鎌倉幕府」七八頁を参照。私見は前掲『鎌倉幕府』七四—五頁。

③ 『玉葉』寿永二年七月卅日条。

④ 『玉葉』寿永二年八月十一日条。なお同十六日に義仲は伊予守、行家は備前守に転じた。(『百鍊抄』同日条)

⑤ 『応永書写延慶本平家物語』八 第四 九「四宮踐祚有事、付義仲行家に勲功を給事」六五〇頁。なお延慶本「平家物語」の返点、送仮名は同書に従う。岡見正雄・赤松俊秀校注『愚管抄』(日本古典文学大系86)五〇六頁、補注二二三。なお「源平盛衰記」(有朋堂文庫)

二、後白河法皇の「平家没官領注文」

検討すべき史料は次にかかげる『愚管抄』の一節(A)と延慶本『平家物語』の事書(B)である。①

下巻三〇頁。

⑥ 『吉記』寿永二年七月卅日条が、義仲の支配によって、諸国源氏の京中守護の分担が行われたと記し、源三位入道子息(頼兼)大内裏、高田四郎重家・泉次郎重忠 一条以北西朱雀以西梅宮まで、出羽判官光長 一条以北東洞院以西梅宮まで、保田三郎義定 一条以北東洞院以東会坂まで、村上太郎信国 五条以北河原以東近江境まで、葦敷太郎重隆 七条以北五条以南河原以東近江境まで、十郎藏人行家 七条以南河原以東大和境まで、山本兵衛尉義経 四条以南九条以北朱雀以西丹波境まで、甲斐入道成覚 三条以南四条以北朱雀以西丹波境まで、仁科次郎盛家 鳥羽四至内、義仲 九重内并此外所々という各分担区域を示している。義仲・行家を中心とする京都占領軍の全貌を示すものであろう。

⑦ 寿永二年十月宣旨については佐藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」(十二—七頁)同「幕府論」(『新日本史講座』八一—九頁)による問題提起以後、論争が多い。さしあたり石井進「幕府の東国および九州諸国における地位」(同「日本中世国家史の研究」I第三章第二節)上横手雅敏「寿永二年十月宣旨」(同前掲書第二章第一節)を参照。私見については前掲『鎌倉幕府』七八—八三頁。

⑧ 赤松俊秀「平家物語の原本について」(『文学』三五卷二号、前掲『愚管抄』補注二二三)。

⑨ 上横手前掲書二七一—二四頁。

(A) サテ頼朝ハ次第二、国ニアリナガラ、加階シテ正二位マデナリニケリ。(イ)サテ平家知行所領カキタテ、没官ノ所ト名付テ五百餘所サナガラツカハサル。(ロ)東国、武蔵・相模ヲハジメテ、申ウクルマ、ニタビテケリ。

(B) 平家所知事

(1) 一、文書紛失并義仲行家等給事

右子細載目録畢

(2) 一、庄領惣数之事

右彼ノ一族知行ノ庄領及ニ数百ヶ所之由、世間ニ風聞ス、(ハ)而院宮并ニ撰錄家之庄園、或ハ私芳恩ノ知行在之、或所從等致ニ惣惣輩ニ預之事、如此所々者全非御進止、是本所左右也、仍惣数ニ注入計也、(ニ)又院御領庄々等、近年逆乱之間、有限相伝之預所本主等、依レ令ニ愁歎、少々是返給依之除之、或損亡事非無由緒間、少々是ヲ沙汰給フ。

(3) 一、諸国家領等事

右一門之人々数ヶ国務之間、或為増田数一旦家領之由、雖有之無指文書又無相伝、仍得替之時領可争無シ其愁歎乎、帶開発荒野文書ニ所々外国ニ被帰附者可為善政歟、

(4) 一、相伝之家領事

右文書紛失之間、不レ被ニ空ニ注付且大概此中候歟

(5) 一、東国領事

右御存知ある旨被残之畢、他之国々未レ補又以同前、於今者可令領知給、(ホ)縱雖非平家知行之地、東国御領山内庄以下便宜之御領、随被申請、可有御下文、於御年貢者、可令ニ進済ニ給、

以前条々仰旨如斯、仍執達如件、

元暦元年 甲申 三月七日

前大藏卿奉

前右兵衛佐殿へ

赤松氏は(B)の文書について、元暦元年甲辰の注記をはじめ、措辞にも若干不審の点があることに言及されながらも、これらを平家物語伝写の間に生じた錯誤にちがいないと推定され、これこそが義仲没落後の平家没官領処分にかんする後白河法皇の方針を頼朝に伝えた文書そのものにちがいないとされたのであった。

ところで、氏は右の『愚管抄』のうちの(D)の部分の注に元暦元年六月五日の武田義信の武蔵守、同じく文治元年八月十六日の大内惟義の相模守叙任の事実をあげている。氏が(D)の文章を東国における頼朝への知行国の給付を意味すると解されたこと、したがって、(B)の事書に対応する『愚管抄』の文章は(I)のみであると解釈されたことが明らかである。頼朝への知行国給付は元暦元年六月の三河守源範頼、駿河守源広綱、武蔵守武田義信、^②文治元年八月の伊豆守山名義範、相模守大内惟義、上総介足利義兼、信濃守加賀美遠光、越後守安田義資などが認められるから、『愚管抄』をふつうに読めば氏のような解釈が導き出されても不思議ではない。

ただ私は右にあげた(A)(B)の文章を対比させて読むとき、(A)の(D)と、(B)の(5)の「東国領事」のなかに含まれる(H)の部分とが、奇妙に一致している事実注目したい。(H)にみえる山内荘というのは、はじめ平氏につき、やがて頼朝の家人になった山内首藤経俊の本領相模国山内荘のことにちがいない。ここは後白河法皇に関係深い長講堂領荘園であった。^④「東国御領山内庄以下」について「随被申請」にて「下文」を与えるという行為は、「東国、武蔵・相模ヲハジメテ、申ウクルマニタビテケリ」という(D)の文章そのものではないか。この慈円の記事は頼朝への所領給付が東国においてはかならずしも平家没官領に限定されるものではなかったという周知の歴史的事実を物語っているものと解されるであろう。^⑤以上私が推定したように、(A)の(D)が、(B)の(5)(H)に対応するのならば、『愚管抄』の(I)(D)の文章は両者あいまって、(B)の事書を説明したものであることになる。

右の解釈の可否はともかくとして、寿永三年(元暦元年)三月七日に後白河法皇が「平家没官領注文」を作成し、これに五百余所の所領を書きならべて、頼朝の許に送付した事実はまずうごかないであろう。頼朝による没官領の惣領、幕府の

国家恩賞授与權掌握がここに開始される。「没官領注文」の作成が後白河によってなされたことはすでに安田・上横手両氏が述べているとおりであって、右の『愚管抄』の記事のほか、『吾妻鏡』元暦元年四月六日条の本文が「池前大納言并室家之領等者、載平氏没官領注文、自公家被下云々」と記すほか、そこに引用された寿永三年四月五日の状に、池大納言頼盛に返却すべき所領として河内国走井莊以下十七ヶ所を記して「右莊園拾柒箇所、載没官領文、自院所給預也。然而如元為彼家沙汰、為有知行、勒狀如件」と書いていることに明瞭に示されている。

後白河が作成して頼朝に送付した平家没官領注文はいかなる原則で記載されたのであろうか。先にあげた元暦元年三月七日事書(B)はその点についてかなり確実な推測を可能にしてくれる。

まず(3)の「諸国家領等事」は平氏一門が国務を握った国々における旧国衙領が問題にされている。これらの国々においては、指せる文書も相伝の由緒もなしに平家によって囲い込まれた田数が多く、このような所領では領有權をめぐって愁歎がたえず、したがって荒野開発のたしかな公驗を帶さぬ所領はこれを没官領とせず、国に返付するのが善政であるという後白河の見解を伝えている。国に返付するという以上、ここにいる平氏の囲い込み地が旧国衙領であったことは確実であるが、国務をにぎった平氏一門がみずからの実權にもとずいて拡大したかかる旧国衙領は、原則として平家没官領から除外すべきだといふのである。平安時代の末に寄進型莊園が爆発的に拡大したという一般的趨勢の上になつて判断すれば平氏一門が国務をにぎりつつ、あらゆる手段を通じて家領の拡大につとめたことは想像にたたくない。「九条家文書」が伝える摂津国八部郡の一郡検注による平氏家領の拡大などはまさにその好例であろう。後白河が平氏の家領「没官領対象地域をきびしく限定し「荒野開発文書」の存否、すなわち、国衙に対する開発の申請と国判の獲得、それにとりもなう開発の実施など、中世所領形成のもっとも本格的要件のあるなしに認定の基準をおこうとしたことが明らかである。

順番が前後したが(2)の「庄領惣数之事」も同じ趣旨がうかがえる。平氏一族知行の莊領が数百ヶ所もあるという世間の風聞を記したのち、(ハ)が院宮并撰録家莊園のあつかいを主題とし、(ニ)が後白河の院領莊園を主題にする文章になっている

ことは上横手氏が述べたとおりである。右のうち(ハ)は院宮并撰錄家莊園のうちには私的な芳恩、慇懃の奉公におよぶ所従への預置きなどのために平氏知行になったものもあるが、こういった所領については「如此所々者全非御進止、是本所左右也」との後白河の判断が示されている。この文章が、院宮撰錄家莊園のうち、平氏の知行権がおよびながら、なおかつ、本来の意味での平家没官領にふくめ難い所領の処置に関する発言であることは一見して明らかであるが、私はこの部分についての上横手氏の解釈に従い難いものを感じる。

氏は右の「非御進止、是本所左右也」を後白河が他の本所領のことは関知しないと述べたことだと解釈している。このような氏の解釈はきわめて重要な内容をふくんでおり、そこから氏はほぼ次のような判断にみちびかれていく。(1)後白河は一権門としてみずからの没官領を頼朝に与えた。(2)したがって彼はここでは国家(「朝廷」を代表するわけでなく、他の本所領のことは関知していない。(3)頼朝が本所領における知行を実現しようとすれば、本所との交渉にまたねばならぬ。⑦

事は平家没官領の処分が王朝国家の國家次元の問題であつたか否かの問題にかかわるのである。上横手説にあつては、寿永三年三月七日の時点にあつて、平家没官領が京都の王朝國家を代表する後白河法皇の決断によつて、一律に頼朝に給付されたというような事實はなかつたことにならざるをえない。だが、このような上横手氏の判断は妥当であろうか。私が上横手説に疑問をもつのは次の点である。

①上横手説は『愚管抄』のかかげた(イ)の文章にどうしてもそぐわないと思う。「五百余所サナガ、ラツカハサル」というのを、没官注文に記載しただけで、その没官領の処置は頼朝と各権門との個別交渉だったと読みとるにはどうしてもひっかかりが残る。⑧

②これ以前にすでに後白河法皇は義仲に対して、平家没官領の惣領権を認めたうえに、頼朝追討の院庁下文を与えてしまつていたのである。この義仲を滅ばした頼朝が、院に對しはるかに後退した要求しかつきつかなかつたと判断するにはそれだけの根拠が必要である。

③平家没官領は没官された以上、法の形式のたてまえからして、その所属は官・国家になければならない。没官領が国家に所属するものである以上、それを処分しうるものは国家、すなわち、この時点においては後白河法皇でなければならぬ。これが普通の筋道である。上横手説はこれに反している。^⑨

④個々の所領が平家没官領たるの要件を備えているか否かについては、当然問題がおきうる事態である。しかしそれは後白河による「没官領注文」作成作業の精確さとかんの問題であって、後白河の没官領処分が他の多くの権門とならぶ一権門としての立場でなされるとか、頼朝への没官領の一律給付が否定されるといった問題とは、おのずから別個の次元の問題として処理されねばならない。

以上のような上横手説への疑問は、寿永三年三月段階のこの問題をめぐる政治的情況にもとづく一定の判断を出るものではない。しかし、このような疑問を拭い去るほどに氏の解釈は確定的なものだろうか。

(B)の(イ)の問題の個所をどのように読むべきか、私自身の解釈をさせて通るわけにはいかない。確固とした結論があるわけではないが、私のもっとも簡単な解釈は、「このような所々は全く、（頼朝の）御進止なさるところでなく、本所の左右（『進止』である）」と読むことにある。そうすれば問題の所領は本来、平家没官領としての要件を備えておらず、したがって頼朝の権限外なのである。しかし、この解釈は進止する主体が頼朝だという確定が出来ない以上、一つの解釈にとどまる。進止に「御」がついているのはますます具合がわるい。このさい私は、上横手氏に従って、「御進止」の主体をやはり後白河だと解釈しておきたい。そうすると、この部分は「院宮并摂籙家之庄園は後白河の御進止でなく、（したがって、注文の記載内容は）おのおのの本所の左右（注進）に従っている。（だから、その正確さは完全な意味では保証しがたいのであるが）とにかく、惣数に入れて注進する。」といったところであろうか。とにかく、この簡単な文面から、一定の解釈を導き出すには、事が政治上の重大事件であればあるだけ、当時の政治情況の的確な把握そのものによって支持されうるような解釈でなければならない。政治的な判断を必要とするような性格の史料の文言はそれを取りまく政治情況の把握なしには実

際上解釈しがたいことは政治史の研究にとって自明の理である。

右の事実に関連して、上横手氏は寿永三年四月の平頼盛への没官領の返還形式に注目しつつ、後白河→頼朝→頼盛との所領が移動していく間に、三者の知行権がいずれも制限付のものであった事実をもって、氏の論拠にしている。氏の判断の基礎にあるのは同月六日の頼朝下文が「任^レ本所之沙汰、彼家（頼盛）如^レ元、為^レ有^レ知行」と記している点である。^⑩

ところで、知行権の制限という場合、二つの形式が考えられる。第一のものは、没官領であるかないかについて、本所の承認を必要とする形式であり、第二には、没官領たることはすでに決定されているが、没官の対象になったのは領家職のみであって、本所権そのものに変更が生じない場合である。さきの下文の形式は当然、後者をさしているものであって、没官されたのは頼盛の家領たる領家職の一群であって、これらの所領には八条院以下の本所権が終始設定されていた事実を示すにすぎない。上横手氏には、第一と第二の形式の混同があると思う。没官領であるかないかについて、本所との個別交渉が必要だったわけではなく、その決定権はあくまでも、後白河ないしは頼朝の側にあったと考えなければならぬ。

(B)の(二)については院御領荘々々についての処置である。この部分については上横手氏の解釈に全面的に従うべきであり、別につけ加えるべき点もないが、その前半は内乱の進行過程で、院が平氏の家領を収公し、この時点までに本来の領主・預所への返還の処置をとった二、三の荘園、ないし、損亡の打撃を救う目的で、院からの給付が決定をみている荘園については、没官領処分についての院の意志決定を別個に尊重すべきであるという立場から、これを頼朝への没官領注文から除外した事実を記述したものらしい。「依之除之」とはそのことをいうのであろう。^⑪とするならばこの件は頼朝への没官領の一律給付の原則に対する除外例をなしている。個々の荘園についての後白河法皇の意志はこれ以後も、頼朝によって別個に尊重されていくことは諸研究がくわしく指摘するところである。^⑫だがこのような院の意志は無原則に拡大されるものではない。個々の事例は両者の力関係の微妙な均衡状態を示すであらうが、^⑬没官領処分権の帰属に関する根本の原則はこの寿永三年三月に院から頼朝へと大きく変更されたと判断せざるをえない。

以上、検討したように、寿永三年三月に頼朝は(a)全国にわたる平家没官領の継承権をはじめて獲得し、(b)東国においては、頼朝の所領接収権がかならずしも右の平家没官領に限定されるものでないことを王朝国家に正式に認めさせたのである。(a)の所領には新しく御家人が配置された。東国の御家人たちは占領軍として現地を武力的に征圧していたのである。頼朝が「院の御定」の尊重をいかに強調し、実施したところで、地方政治の実際には御家人たちの現実的な軍事力による大きな限界が付せられていた。ここに鎌倉の進止に属する没官領地頭成立のための法的形式が完備されたのである。また(b)についていえば、すでに内乱の開始以来、頼朝によってその本領を安堵されていた東国の御家人たちは、このとき頼朝の獲得した(b)の権限によって、従来にもまして強い保護を与えられることになる。彼等ではや西国における非没官領の御家人たちのように、本所領家の恣意的な支配にさらされることはなくなったのである。

- ① 前掲『愚管抄』二六八頁、延慶本『平家物語』第五末七「公家より
関東へ条々被仰事」八〇四頁、長門本『平家物語』（国書刊行会六一
六―七頁。延慶本と長門本との異同については上横手前掲書二二八頁
参照。

- ② 『吾妻鏡』元暦元年六月二十日条。

- ③ 『吾妻鏡』文治元年八月廿九日条、『玉葉』元暦二年八月十六日条、
なお頼朝知行国については石井前掲書二六七―七五頁参照。

- ④ 山内荘の伝領については上横手前掲書二三七頁、注16が、八条院領
と解した旧説を批判している。従うべきであろう。

- ⑤ 『吾妻鏡』文治四年三月十七日条所収の頼朝から院への事書が、下
野国中泉、中村塩谷等荘について「件所々、雖不_レ入_レ没官注文候_レ、
為_レ坂束之内、自然知行来候、年貢事子細同前」と記している。上横
手前掲書二二九頁。

- ⑥ 建仁二年二月十四日輪田荘々官源能信等申状（圖書寮叢刊『九条家
文書』二、三三二号）によると、応保二年に平清盛は安芸前司能盛を

使者として摂津国八田郡郡の一郡検注を実施、郡内の七カ荘八十余町
を掠領している。『兵庫県史』第一卷九〇二頁。

- ⑦ 上横手前掲書二二二頁。

- ⑧ この部分の赤松氏の注は「全部頼朝に与えられた」とある。前掲書
二六九頁。

- ⑨ 安田元久前掲論文（三三三―三四頁）は保元の乱で藤原頼長以下の所
領が没官され、後院領になった手続きが太政官符によって行われたこ
とをあげ、寿永の「平家没官領」処分もこれに準じたものとみている。上
横手氏は没官領注文が官によってではなく、院によって作成されたこ
とを重視するが、このさいは両者に本質的な差はないと考える。

- ⑩ 『吾妻鏡』元暦元年四月六日条。

- ⑪ 上横手前掲書二二二―二二頁。

- ⑫ 上横手前掲書二二〇―二二頁、ただし、氏が二二四頁で、これを後白
河の作成になる没官領注文の杜撰さの要因の一つにあげたことは賛同
しがたい。このときの没官領注文が杜撰であったことは否定しがたい

が、特別の事情にある個々の荘園に関するかぎり、没官領処分について院の意志が尊重された事実の反映とみるべきである。なお別稿であつかう備後国大田庄の事例も、(二)の原則に準じて解釈されよう。

⑬ 安田前掲論文(三四五—七頁)、頼朝は文治二年六月廿一日の書状『吾妻鏡』同日条で、「縦為謀反人之所帯、令補地頭之条、雖有由緒、可停止之由、於被仰下候所々者、随仰可令停止候也。院宣争違背候哉」と述べたが、その実例として(イ)文治二年六月廿九日、伊勢国林崎御厨の宇佐美平次実政の地頭職を「被下院宣」のため停止し(『吾妻鏡』同日条)、(ロ)文治四年十月四日には備前国福岡庄について、「先日所被仰下候之備前国福岡庄事、被入没官注文下給候畢、而宮法印御房難令勤修設岐院御国忌之由、被歎仰候之間、以件庄可為被御料之由申候て、無左右不知子細、令奉進候畢。此等非別之避事候歟。而今如此被仰下候。早速重御定可令左右候。御定之上、雖一事、何令及緩意候。」(頼朝書状、『吾妻鏡』同日条)と述べ、(ハ)文治五年三月十三日には熊野御播磨国浦上庄、長門国阿武御領、鎮西三浦庄地頭職について「熊野御領播磨国浦上庄事 右有限年貢者 湛政令徴納之由、雖見景時代官陳申之旨、動闕意社役、歎思食次第也、彼御庄一所、枉可令停止地頭職之由、修理権大夫奉書、同拜見給候畢。御評定之趣不可及左右候。早可令停止景時地頭職之由、直可被仰下庄家候也。其後若令対捍申候者、重可加下知候、縦没官領にて候とも、

三、加藤太光員の「伊勢国没官領注文」

事実の経過を追ってみると、没官領に関するその後の処理は大要次のごとくになる。元暦元年四月五日に頼朝は池大納言平頼盛に河内国走井莊、伊賀国長田莊、伊勢国野侯道莊、同木道莊、播磨国在田莊、同這田莊、淡路国由良莊、美作国

別御定をハ、争可令申左右候哉。且長門国阿武御領、平家所領にて候へは、実平自西国下向之時知行仕候き。仍又相繼遠平沙汰候つれとも、不背御定之趣令沙汰去候畢。其も先以直被仰下、次令加下知候き。又鎮西三浦庄地頭義盛を令停止候ひし次第も、如此候き。凡御定之趣、皆以如此致沙汰候者也」(頼朝語文、『吾妻鏡』同日条)と述べる(なお長門国阿武郡地頭停止については同上二月卅日条参照)など例は多い。

⑭ 例えば『吾妻鏡』建久元年四月十九日条が、伊勢国阿射賀御厨・志礼石御厨について頼朝が「雖為没取領、自院分給本領主云々、但於阿射賀者、補地頭所也」と記すのはこのような均衡の表現であろう。

⑮ 治承四年十月廿三日に相摸国府において、御家人たちに「或安堵本領、或令浴新恩こめたのを手はじめに(『吾妻鏡』同日条)、同年十一月八日には常陸国佐竹秀義の旧領を収公して「軍士之勲功賞」に宛て(『吾妻鏡』同日条)、寿永元年十二月卅日に「上総国御家人周西二郎助忠以下、多以可令安堵本宅之旨、奉恩裁云々」とあり(『吾妻鏡』同日条)、元暦元年二月十四日に「今日、上総国御家人等、多以私領本宅、如元可令領掌之旨、給武衛御下文、彼輩去年依為広常同科、所被収公所帯也」(『吾妻鏡』同日条)、同年十一月十二日に「常陸国住人等、為御家人可存其旨之由、被仰下云々」(『吾妻鏡』同日条)など。

弓削莊、備前国佐伯莊、但馬国山口莊、伊予国矢野領、阿波国小嶋庄、駿河国大岡莊、筑前国香椎莊、筑前国安富領、筑後国三原莊、肥後国球磨白間野莊の十七箇所を、翌六日に播磨国布施莊、近江国龍門莊、安芸国安摩莊、尾張国稻木莊を、また八条院領にふくまれる大和国野辺長原莊、摂津国兵庫三ヶ莊、播磨国石作莊、丹波国六人部莊、加賀国熊坂莊、筑前国宗像社、同三ヶ莊、尾張国真清田莊、駿河国服織莊、さらに頼盛室の家領たる河内国麻生大和田領、信濃国諏訪社の十六ヶ所、計三四箇所を返還した。^① 御家人への没官領宛行もすすめられたらしく、この年の十一月には西国所領の沙汰付けが義経を介して実施されている。^②

ところで、この段階における「没官領」の性格を最もよく示すのは次にかかげる頼朝の寄進状であろう。

奉_レ寄 三井寺御領夏

在若狭国玉置領老処

右件所、依_レ為_二平家没官之領、自_レ院所_二給預_一也。而今為_二崇_二當時仏法_一、所_レ令_二寄進_一也。但_レ於_二下_一司職_一者、從_二鎌倉_一所_二沙汰_一付_一也。不_レ可_レ有_二相違_一之状如件。

元暦元年十一月廿八日 前右兵衛佐源朝臣^③

ここには平家没官領における下司職の鎌倉補任の原則が強く示されている。若狭国玉置領のごとくこれが三井寺に寄進されても、この原則に変更なかったのであるから、一般の没官領においてはなおさら下司職の補任権が本所領家にはなく鎌倉に帰属することが示されたであろう。^④ 地頭という統一的な名称が採用されていないことは事実ながら、その領主権が体现する法的な諸関係において、後の没官領地頭とすこしも変らぬ在地領主の存在をここに見出すことができるのである。

翌元暦二年三月廿四日の壇ノ浦合戦による平氏一門滅亡のち、同年六月十三日に頼朝は、義経に分与しておいた平家没官領二十四ヶ所をことごとく回収している。^⑤ これも、寿永三年三月七日以降の平家没官領の頼朝家人への宛行を示す一

事例である。

ところで、義経へ分与した没官領の再回収を命じた元暦二年六月の段階で、頼朝はこれとは別に後白河に対して没官領処分の拡大解釈を意味するような譲歩を新たに強要していたようである。義経問題もさることながら、このきっかけは前年七月におきた伊賀・伊勢を中心とする平氏の残党平田入道家繼法師・出羽守平信兼らのかなり大規模な謀叛の鎮圧にかかわっていた。

すなわち『百鍊抄』元暦二年六月十二日条は

源二位（頼朝）状云、謀反之輩所知所帶改替他人可計置云々

との、注目すべき記事をかかげている。右にいう「謀反之輩」とは具体的に誰をさすのであろうか。「他人可計置」とははたして頼朝による謀叛人跡所領の没収と御家人への宛行を意味しているのであろうか。右の記事そのものは何も語らない。

だが、右の記事の三日後にあたる同年六月十五日の二通の頼朝下文は右の疑問に一つの手がかりを与えている。一通は伊勢国波出御厨、いま一通は同国須可荘地頭に島津忠久を補任したものである。^⑤

（源頼朝）

（花押）

下 伊勢国波出御厨

補任 地頭職事

（追筆）

「右兵衛尉惟宗忠久」

右件所者、故出羽守平信兼党類領也。而信兼、依_レ發_二謀反_一、令_二追討_一畢。仍任_二先例_一、為_レ令_二勤_一任公役、所_レ補_二地頭職_一也。早為_二彼職_一、可_レ致_二沙汰_一之状如_レ件、以下。

元暦二年六月十五日

鎌倉幕府による地頭職補任下文のもっとも早い時期の確実な文書として名高いこの頼朝下文は前年の元暦元年七月の伊賀・伊勢における大規模な平氏殘党平田家繼・出羽守平信兼らの謀叛鎮圧のあと仕末をつけるために出されたものである。^⑦

この伊賀・伊勢の謀叛で注目されるのは、頼朝が従来の後白河作成の「平家没官領注文」（以下これを「後白河注文」と略称する）とは別個に、ここで新しく伊勢国の没官領注文を独自に作成したという事実である。没官領注文の作成主体が後白河から頼朝の手にうつっているのである。これを示すのが『吾妻鏡』文治三年六月廿日条がおさめる次の頼朝下文である。

下 伊勢国御神領内地頭等

早可_レ停_レ止无道狼藉、從_二内外宮神主等_一下知、致_二沙汰_一事

右件於_二謀叛輩之所領_一者、任_二先蹤_一、令_二補地頭職_一許_二之_一處、各致_二自由之濫行_一、或押_二領所々_一、或煩_二神人之由_一、依_レ有_二其聞_一、可_レ先_二神役之由_一、度々令_二下知_一畢、仍神官等、擬_二致沙汰_一之_二處_一、任_二光員注文_一補_二地頭_一之_二輩_一、尚所々押領、致_二神領煩_一之_二由_一、有_二其訴_一。所行之旨甚以不當也。自今以後、從_二神官之下知_一、可_レ令_二致神忠_一。縱雖_二地頭_一、何煩_二神人_一之_二意_一神役_一乎。宜_レ停_レ止件狼藉。若猶令_二違背_一者、健注_二交名_一、可_レ言上之状如_レ件、以下。

文治三年六月廿日

傍点を付したところから知られるように、伊勢国では「謀叛輩之所領」について「光員注文」なるものが作成され、この注文にもとづいて「地頭職補任」が行われていたことが、おそくとも、文治三年六月段階で確認されるのである。右の下文を説明した『吾妻鏡』の本文は「伊勢国没官領事、加藤太光員隨_二令_一注進_一之、被_レ補_二地頭_一之_二處_一、彼輩於_二太神宮御領_一致_二濫行_一」としており、「光員注文」なるものが頼朝の御家人加藤太光員の作成になる注文であったことが知られる。^⑧

とするならば光員の謀叛人跡注文の作成時点はいつであつたろうか。そこで想起されるのが右に掲げた元暦二年六月十五日の波出御厨ならびに須可荘における地頭職補任の下文である。波出御厨の下文を例にとって、文中の「右兵衛尉惟宗忠久」の一行が追筆にかかることを指摘しつつ相田二郎氏が、このときの地頭補任にさいし、頼朝の側で同様の地頭職補

任下文を所領ごとに用意し、あとから補任すべき地頭の人名(任人)を書き加えて、これを下付したと述べたのを想起するとき、かかる事情にもっとも適合する事態として想定出来るのは、信兼以下の謀叛鎮圧↓加藤太光員による「没官注文」の作成↓地頭補任という一連の頼朝側の手続きではなからうか。^⑨

平信兼謀叛のあと、伊勢国で没官領注文が作成されたことを示す、いま一つの事例として謀叛人家資跡所領林崎御厨がある。すなわち文治二年六月廿九日頼朝下文によると、この御厨について「右件御厨者、謀叛人家資知行之所也、仍任前蹤、為令致沙汰、以彼実正(宇佐美平次実正)、補任地頭職畢」とあり、この下文を説明した『吾妻鏡』本文によると、「伊勢国林崎御厨事、為平家与党人家資跡、雖被加没官領注文、就大神宮訴申之、不可有地頭之旨、被下院宣之間、今日有沙汰」と書いている。右の家資は同じく平氏与党人であっても、西海へ逃がれた平氏本流ではなく、元暦元年の伊賀・伊勢の謀叛に参加して処断されたものである。『玉葉』元暦元年七月廿一日条によると、「伝聞、謀叛大將軍平田入道家経、被梟首了。其外両三人、為大將軍者、被伐了云々。忠清法師、家資等籠山了云々」とあり、伊賀・伊勢叛乱の有力党類としてこれに参加したことが明らかである。

平信兼党類所領が伊勢国没官領注文に記載されたことは以上によって明らかであるが、次に問題になるのは、後白河注文とこの伊勢国光員注文との関係である。事態の推移から判断すれば、伊勢国における地頭職補任にとって、後白河注文はほとんど役にたたず、信兼謀叛を契機とする新しい没官領注文の作成によって、はじめてこれが具体化したといえるであろう。このような点からみて、信兼党類の所領は後白河注文には記載されていなかったと考えざるをえない。

この信兼は頼朝挙兵の最初の攻撃目標にされた伊豆国目代山木兼隆の父にあたり、もともと兼隆とは不仲であった。^⑩また『玉葉』寿永二年十二月一日条によると、彼は当時頼朝代官として伊勢国へ入り、京都の義仲勢に備えていた義経に合力しており、「当時九郎之勢、僅五百騎、其外伊勢国人等多相従云々。又和泉守信兼同以合力云々」と記されている。彼は寿永二年七月の平氏一門の都落ちに同行せず、同年十二月には伊勢国人とともにいち早く頼朝代官義経に協力し、京

都の義仲勢と対峙していたのである。信兼等は義仲攻撃軍の一翼を構成したのであり、義仲没落直後の寿永三年三月に作成された後白河注文に信兼党類所領の記載がなかったのはまったく当然だったのである。京都の朝廷がこの信兼に対する「解官宣旨」を出したのは謀叛鎮圧後の元暦元年八月十日であったことも、後白河注文に信兼党類所領の記載がなかったことを確実に知らしめるものである。

以上によって、伊勢国では信兼党類鎮圧↓光員注文↓伊勢国没官注文作成↓謀叛人跡地頭補任という一連の手続きが元暦二年六月までにとられたことが明らかである。一方、伊賀国ではどうであつたろうか。次に示す文治二年七月日の東大寺三綱等解案はその間の事情を伝えて興味深いものがある。

一、可_レ被_レ停_二止平時定_二卿使押領_二百学生黒田庄多町事

右、件黒田庄者、去承安四年十二月十二日以_二出作并新庄_二、可_レ為_二不輸_一領_二之由、被_レ成_二院厅御下文之日、以_二其所当官物_一、永被_レ定_二宛常住学生百口供新_二已了_一。（中略）(イ)而件庄住人成守触_レ縁隠_二置右衛門有_二□云々_一。依_二件罪科_一、成守縁座境界、或被_レ誅_二戮其身_一、或逃_二脱庄家_一了。（ロ）爰時定称_二没官_一、所_レ令_レ押_二領彼輩作田十餘町_一也。（ハ）此条太無_二其謂_一。故何者、件作田若_二一円為_二成守等私領_一者、没官尤_レ可_レ然、是依_レ為_二黒田庄之最中_一、於_二雜_一□者、勤_二于寺家連日之役_一無_二其隙_一。於_二所当者_一為_二学生供_一、涓塵不_レ他用。成守等者只_レ為_二作人許也_一。寺家寺僧無_二罪科_一者、何_レ可_レ被_レ没_二官其地_一哉。（ニ）就中先々如_二此犯過之輩出来之時_一、為_二寺家沙汰_一収_二公其所領_一、是承前之例也。近則去々年平家郎從景時_七、字紀相_七、件_七中務丞家実并家次法師等_一、於_二伊賀國_一發_二謀叛之日_一、景時懸_二一陣_一、死_二戰場_一了。件景時者、即黒田庄住人新庄下司也。然而彼領田、為_二寺家_一収公、敢_レ不_レ及_二追討使之口入_一。（ホ）今成守等作田、專_レ可_レ准_二其例_一。時定更不_レ可_レ押領。以_二此次第二寺家付_一左馬頭能保朝臣、度々雖_二触_一□時定敢無_二承引之心_一、百学生大愁、只在_二此事_一。早_レ可_レ停_二止其妨之由_一、欲_レ被_レ仰_二時定_一耳。

右の東大寺の解状は、義経に加担した伊豆右衛門尉源有綱を大和国宇多郡に攻めて自殺させた頼朝の使者北条時定が、有綱を隠置いた罪で黒田庄住人成守等の作田四十余所を没官処分にしたさい、これに抗議して出されたものである。いま

内容を摘記すると、(イ)は黒田莊住人成守が有綱を隠置いた罪で、成守の「縁座境界」が誅戮され、莊家を逃脱した事実、(ロ)は時定が「没官」と称して彼等の作田四十余町を押領したこと、(ハ)は、(ロ)の時定の「没官」処分は、全く不法であること、(ニ)は、その例として去々年(元暦元年)に黒田新莊下司景時が伊賀国の中務丞家実、家次(繼法師等の謀叛に加担したさいも、景時の領田を収公したのは寺家(東大寺)であって、追討使の口入はなかったこと、(ホ)は、成守作田についても時定の没官をやめるべきこと、などである。

すなわち、元暦元年の伊賀国謀叛への黒田新莊下司景時の参加と戦死↓景時領田の寺家による収公という事実を知りうるのである。伊勢国とことなつて、ここでは頼朝の没官領処分に対する東大寺の強力な抵抗を読みとりうるであろう。と同時に二年後の有綱討滅にさいしての北条時定の強硬な措置のうちに右の東大寺の抵抗がうち破られつつある事情をみることもできるであろう。東大寺の主張は「成守等者只為_レ作人_一許也、寺家寺僧無_レ罪科者、何可_レ被_レ没官其地_一哉」という発言に要約されている。東大寺の立場からすると黒田莊の在地領主下司クラスは只の作人にすぎないのであつて、彼等の領田は没官の対象ではないというのである。ここで注意したいのは「没官」と「収公」との用語の使いわけである。東大寺三綱等は、寺家が作人↓下司等の領田を回収することを「収公」と称し、これを時定による「没官」処分と對置させている。右の文脈からみて今や頼朝に掌握され、伊賀国では時定に體現された「没官」の權利とは、東大寺など権門勢家の「収公」権否定の上に成立していた事実は疑いもないであろう。

伊勢国において信兼謀叛の後に、新たに「没官注文」が作成されたことは、「後白河没官注文」とことなる新しい形式で、没官領の接収が実行にうつされた事実を示している。寿永三年三月段階の頼朝の平家没官領惣領権は後白河のもとで作成された「後白河注文」を介して実現された惣領権であつた。だが元暦二年に伊勢国で新たに実現された「謀反之輩所知所帯」の頼朝への帰属は頼朝の側における独自の「光員注文」作成を介して実現されたものである。この「光員注文」は将来、新しい謀叛の出現に應じて、何度でも作成しなおされるという原則の上に立っている。先の『百鍊抄』の記事は

「謀反之輩所知所帯」を改替し、伊勢国を突破口にして、謀叛人所帶跡地頭補任を一般化するという頼朝の方針をはっきりと示したものである。こうして伊勢国における「光員注文」作成の意義はすくなくなかった。そこには寿永三年三月段階の「後白河注文」の原則をふみこえて、以後におけるあらゆる謀叛人所帶跡への頼朝権限の拡大が確認されるからである。後にふれるように、文治元年十二月六日の頼朝書状が、とくに伊勢国について言及するのも、この国における「光員注文」作成の事実をふまえた発言だったのである。

- ① 『吾妻鏡』元暦元年四月六日条。諏訪社は伊賀国六ヶ山と相博。
- ② 『吾妻鏡』元暦元年十一月十四日条の「左衛門尉頼朝、刑部丞成綱已下宛賜所領於西国^①之輩多之。仍存其旨。面々可^レ被^レ沙汰付^②之由、武衛今日被^レ遣御書於源廷尉之許云々」の記事は、西国における没官領の御家人への宛行を示すものであろう。
- ③ 『吾妻鏡』元暦元年十二月一日条。
- ④ 玉置領は安田氏がいう「莊領主」権没官の事例であろう。頼朝は領家職（または本所職）を寄進して、下司職を留保したと考えられる。
- ⑤ 『吾妻鏡』文治元年六月十三日条。
- ⑥ 『大日本古文書 島津家文書之一』一号、二号。
- ⑦ 畿内近国が頼朝の勢力圏に入った寿永三年二月以降、この地域において勃発した最大の衝突的事件は同年（元暦元年）七月におきた伊賀伊勢平氏の謀叛であった。その中心人物は伊賀国は平氏郎従平田入道家継法師、伊勢国は出羽守平信兼であって、頼朝の指示により伊賀を知行した大内惟義はその郎従等を悉く討たれたという。この平田入道家継は平氏の有力家人筑後前司貞能の兄にあたり（『百鍊抄』元暦元年七月十九日条）、伊勢の平信兼は鈴鹿山を切塞いて、謀叛をおこなっている。「伊賀伊勢國人等謀叛了」と『玉葉』が記すこの乱については『玉葉』元暦元年七月八、廿、廿一日条、『吾妻鏡』同年七月十八、八月二、三日条、『百鍊抄』同年七月十九、八月十日条など。
- ⑧ 安田氏は「没官領」と「謀叛人輩跡所帯」との異同について、「光員注文」を「没官、領注文」と称するのは『吾妻鏡』地の文のみであって、当時の確実な史料はこれを「謀叛人輩跡所帯」というふうに呼んでおり、両者はもともと区別されていたと判断している。これに対して私は当時の確実な史料と判断すべき文治元年十二月六日の頼朝書状（『吾妻鏡』同日条）に西における没官領処分に關して「種直、隆直、種直、秀直之所領者、依^③為^④没官之所、一任^⑤先例、可^レ置^⑥沙汰人職」云々とあることからみて、すでに当初から平家没官領と謀叛人跡所帯との意識的な混用がおこなわれていたと判断する。次節に述べるように、右書状の「没官之所」とは、後白河作成の「平家没官領注文」に記載されることになった平氏有力家人の所領調査を意味していた。
- ⑨ 相田二郎『日本の古文書』上二九五頁。
- ⑩ 『吾妻鏡』文治二年六月廿九日条。
- ⑪ 同右。
- ⑫ 『吾妻鏡』治承四年八月四日条は「散位平兼隆^⑦（前廷尉、号者、伊豆国流人也。依父和泉守信兼之訴、配于当国山木郷）と記す。
- ⑬ 『百鍊抄』元暦元年八月十日条は「今夜、出羽守信兼并男左衛門尉兼衡被^⑧下^⑨解官宣旨。件信兼子息三人、於^⑩新廷尉義経宿所^⑪自害云々」

『吾妻鏡』元暦元年八月廿六日条は「源廷尉飛脚参着。去十日、招信兼子息左衛門尉兼衡、次郎信衡、三郎兼時等、於宿願誅戮之。同十一日、信兼被下解官宣旨云々」と記す。

⑭ 文治二年七月日東大寺三綱等解案（東大寺文書三ノ七『鎌倉遺文』一三三号）
⑮ 『吾妻鏡』文治二年六月廿八日条。有綱の死は六月十六日。

四、鎮西の没官領処分

伊勢国とならぶ、平家没官領処分のいま一つの重要局面は元暦二年三月廿四日の壇ノ浦合戦以後の鎮西における没官領の処置としてあらわれる。平家滅亡の報が鎌倉に達した翌四月十二日条の『吾妻鏡』によると、鎌倉では「平氏滅亡之後、於西海可有沙汰々々、今日被経群議云々」とあり、そのとき「参州暫住九州、没官領以下事、可令尋沙汰之。廷尉相具生虜等可上洛之由、被定云々」、との決定が下されている。^①三河守範頼が九州において沙汰したのはまさにこの地の「没官領以下事」であつたのである。

ところで範頼による九州の没官領処分がいかなる原則で行われたか、十分な解明は困難であるが、さきの決定にひきつづき五月八日には鎌倉で次のような鎮西施行条目が決定をみている。^②

一、宇佐大宮司公房日来雖致平家祈禱、依御敬神一如元可管領宮務事

一、同宮祠官等可浴御恩事

一、去年依合戰事、当宮神殿破損云々。殊加造替、可奉解謝由、可啓白事

一、平家没官領外、貞能并盛国法師等得領家免、有知行所之由風聞。可注申其在所事

一、可召上美氣大藏大夫^{過言參州者}於関東事

一、所被遣鎮西之御家人等塩谷五郎以下多以帰訖。遣御使被止向後参上可沙汰鎮西事

一、西国御家人交名、仰義盛可令注進事

すなわち、ここには宇佐大宮司公房の宮務管領、同宮祠官への御恩、神殿造替の指示につづいて、平家没官領、美氣大

藏大夫、鎮西派遣御家人の帰参禁止、西国御家人交名の作成などが指示されている。ところで右の平家没官領に関する文面は大変微妙ではあるが、ここで「平家没官領」と「貞能并盛国法師等得々領家免、有知行所」とが対置されている点を見逃しえない。右の文脈をたどるかぎり「其在所」の「注申」が命令されたのは主として後者を対象とするものであって、「平家没官領」ではないのである。

右の貞能・盛国はいずれも平氏の有力家人であり、彼等が知行する所領は当然平家没官領に入ってしまうべきところである。肥後守平貞能は清盛の「専一腹心者」であり、治承四年十二月には平重衡・淡路守清房とならんで東国への出兵が伝えられ、寿永元年四月には鎮西にあって、官使に私使を副へて、国郡を徘徊させて兵糧米を責めとり、肥後の菊池高直を降伏させ、さらに翌二年七月の義仲入京にさいしては京都防衛にあたつて、平氏一門の防衛線を支えながら、その後、壇ノ浦合戦以前に行方をくらまし、元暦二年七月に宇都宮朝綱のところに現れ、許されて出家した人物であり、伊賀国謀叛の中心人物平田入道家継は貞能の兄にあたつていた。^③ また平盛国は九条河原口にあった盛国邸で清盛が亡くなったと伝えられるほどの人物で、元暦二年五月に捕われの平宗盛に従つて鎌倉に入り、岡崎義実に預けられたが、翌年七月法華經にむかいながら断食して死んでいる。「大夫尉^{伊勢}平盛国入道」と記され、平氏の一族であつた。^④

このような平氏の有力家人の所領が「平家没官領外」だとされる以上、ここでいう「平家没官領」とは特定の限定を付して解釈されねばならぬ。端的にいえばこの「平家没官領」とは「後白河注文」所載の「平家没官領」であるにちがいない。頼朝の手許には、鎮西占領の開始にさいして、あらかじめ「後白河注文」が用意されており、その上に、貞能・盛国等が領家の免をえて知行するその他の所領・謀叛人跡所領の調査・鎮西におけるあらたな没官注文の作成が、ここで指示されたとみることができる。このように考えると、範頼のもとで開始された鎮西管領は「後白河注文」を基礎にしながらも、範頼の手で独自の調査が進められ、新しい「没官注文」が作成される予定であつたことがわかる。伊勢国における「光員注文」と同じ形式である。

範頼の手による「没官領注文」作成のようは『吾妻鏡』文治元(元暦二)年七月十二日条にくわしく示されている。

鎮西事、且止_レ武士自由狼藉_一、且顛倒_レ之庄園如_レ旧、附_二国司領家_一、為_二全乃貢_一、早申_三下_二院宣_一、行向可_レ遂_二巡檢_一之由、被_レ仰久經、国平等云々。亦平家追討之後、任_二敵命_一、廷尉者則帰洛。参州者于_レ今在_二鎮西_一。而管国等有_二狼藉_一之由、自_二所々_一有_二其訴_一。早可_レ召上件範頼之旨、雖_レ被_レ仰下_二之_一、菊池、原田以下、同意_二平氏之輩_一、掠_二領事_一、令_二彼朝臣_一尋究_二之由_一、二品令_二覆奏_一給之間、範頼事、神社仏寺以下領不_レ成妨者、雖_レ不_二上洛_一、有_二何事哉_一。企_二上洛_一可_レ有_二後悔_一者、可_レ相計_二之趣_一、重被_レ下_二院宣_一之間、平家没官領、種直、種遠、秀遠等所領、原田板井山鹿以下所處、被_レ定_二補地頭_一之程者、差_二置沙汰人_一心静可_レ被_レ帰洛_二之由_一、今日所_レ被_レ仰遣参州之許_一也。

右の文章では(1)頼朝が中原久經、近藤国平兩人の鎌倉殿御使の九州派遣を決定したこと、(2)院から範頼の召還を要求する院宣が頼朝にとどいたこと、(3)ついで範頼は菊池・原田以下平氏同意之輩の掠領の調査に従っているとの頼朝の覆奏が行われたこと、(4)この覆奏にたいし、範頼に神社仏寺領以下の妨をなす意思がなければ上洛しなくてもよいとの二度目の院宣が出たこと、(5)最後に頼朝が、範頼にたいして、平家没官領を調査し、「地頭」を定補すべきの程は、「沙汰人」を差置いてから心静かに帰洛せよと命じたことなどが記されている。元暦二年六月十二日に頼朝が「謀反之輩所知所帶改替他人可_レ計置」との意向を後白河に伝えてからちようど一月後である。

その後、範頼は八月中に参洛の敕命をうけ、九月廿一日に使者を鎌倉へやって、今月中に入洛すると伝え、十月廿四日には鎌倉南御堂勝長寿院の供養に列席している。この間、十月十八日には源行家・義経兩人に対して頼朝追討の宣旨が下り、十一月六日に大物浜で疾風にあって行家・義経は離散、西国を拠点とする関東への軍事的反抗は総崩れになる。この間におけるめまぐるしい軍事的・政治的情况の展開にあって、鎮西没官領の接収をめぐる事態はいかなる局面をむかえたのであろうか。

あつけない軍事的勝利の後、十一月廿九日に文治国地頭(いわゆる守護・地頭)補任の勅許をとりつけた頼朝は十二月六日

に京都に対して参議平親宗・大藏卿泰経以下義経に同意した公卿らの解官と、それにかわる九条兼実を中心とする京都政権の再建策を院奏しているが、同じ日付で、右の兼実に対し、一通の書状を遣わし、この新しい局面に対処する自己の見解を説明して次のように云っている^⑧。

右、言_レ上日来之次第_二候者、定子細夏長候歟。但平家奉_レ背_レ君、旁奉_レ結_二遺恨_一、偏企_二濫吹_一候。世以_二無_一隠候。今始不_レ能_二言_一上候。而頼朝為_二伊豆国流人_一、雖不_レ蒙_二指御定_一、忽廻_二籌策_一可_レ追_二討御敵_一之由、令_二結構_一候之間、御運令_二然之上_一、勳功不_レ空、始終令_二討平、伏_二敵於誅_一、奉_二世於_一君、日来之本意相叶、公私依_二悦思給候_一、先不_レ待_二平家追討之左右_一、為_二停_一近国十一ヶ國武士之狼藉、差_二上二人使_一^{國平}久経、猶私下知依_レ有_レ恐、一々賜_二院宣_一可_レ成敗_二之由、仰合候畢。仍彼国狼藉、大略令_二沙汰鎮_一候之後、依_二別仰_一重又件使者男被_二下_一遣_二鎮西四国_一候。已賜_二院宣_一令_二進発_一候畢。如此之間、種直、隆直、種遠、秀遠之所領者、依_二為_一没官之所、任_二先例_一可_レ置_二沙汰人職_一之由、雖令_二存候_一、且先_二申_一事之由、尚頼_二于_一今不_レ成敗_二候。何況自余之所不_レ及_二成敗_一候。如_二近国沙汰_一、任_二院宣_一可_レ鎮_二旁狼藉_一之由、兼令_二存知_一候之處、不審次第出来候。以_二義経_一補_二九国地頭_一、以_二行家_一被_レ補_二四国地頭_一候之条、前後之間、事与_レ意相違。

種直・隆直・種遠・秀遠などの没官領の処置が、範頼から中原久経、近藤国平兩人の鎌倉殿御使に継承されたこと、これらの没官領には「沙汰人職」が置かれる予定であったが、その作業が進まぬままに義経・行家との間が悪くなり、鎮西支配は結局進捗しなかったことなどが語られている。

ところで右の書状で「種直、隆直、種遠、秀遠之所領者、依_二為_一没官之所、任_二先例_一、可_レ置_二沙汰人職_一之由」云々と記していることを基礎にして、これに先立つこと約五ヶ月の範頼への指示だとされる『吾妻鏡』七月十二日条の「平家没官領、種直、種遠、秀遠等之所領、原田、板井、山鹿以下所処、被_レ定_二補地頭_一之程者、差置沙汰人、心静可_レ帰洛」を讀むならば、前者の「可_レ置沙汰人職」、後者の「被_レ定_二補地頭_一」「差置沙汰人」等々が等しく、平家没官領への「沙汰人職」の補任を意味し、それが通常理解されている「地頭職」補任と全く同様の内実を有する行為だったことを知りう

るであろう。^⑨ 頼朝はさきに没官領若狭国玉置領における鎌倉からの下司職補任の方針を明示したことがあったが、伊勢国謀叛人所帶跡における地頭職補任がすでになされているにもかかわらず、文治元年十一月の国地頭設置の段階にいたるまで、その名称は下司職、沙汰人職等々であって、没官領には地頭職、というような統一の措置はまだとられていなかったことが知られるのである。^⑩

- ① 『吾妻鏡』同日条。なお同上五月五日条は「凡至手冬比、住九州、諸事可被沙汰鎮」という頼朝への頼朝の命を伝えている。
- ② 『吾妻鏡』文治元年五月八日条。
- ③ 『吾妻鏡』治承四年十二月二日、寿永元年四月十一日、文治元年五月八日、同七月七日、同二年九月廿五日条。『玉葉』寿永二年七月廿一、廿二日条。『百鍊抄』元暦元年七月十九日条。
- ④ 『吾妻鏡』養和元年閏二月四日、文治元年五月八日、同十六日、同二年七月廿五日条。
- ⑤ 田中稔『鎌倉殿御使』考（史林四五巻六号）。
- ⑥ 『吾妻鏡』文治元年九月廿一日条、十月廿四日条。
- ⑦ 『吾妻鏡』同日条。
- ⑧ 『吾妻鏡』文治元年十二月六日条。『玉葉』廿七日条。この書状の解釈についてはさしあたり上横手前掲書一九二頁以下。
- ⑨ 上横手前掲書一九七—八頁、なお上横手氏は『吾妻鏡』文治元年七月十二日条の地頭と沙汰人とをことなるものとみているが、地頭＝沙汰人とみて文章上おかしくはない。（同上二二頁注16）
- ⑩ 上横手前掲書一九七頁。なお義経は文治元年八月十六日に伊予守に任ぜられたが、『吾妻鏡』同年八月廿九日条、『玉葉』同年十月十七日条には「適所浴恩之伊予国、皆補地頭、不能国務」と称した。頼朝が補任した右の伊予国の地頭は没官領地頭に相異なるが、この文治元年八月—十月段階でこれが「地頭」という統一の名称になっているらしく注目されるところである。

五、没官領・謀叛人所帶跡地頭の成立

文治元年十一月の国地頭の設置は平家没官領・謀叛人所帶跡を基礎とする鎌倉幕府地頭制度の形成史に、突如として新しい要因をもち込むことになった。これについてくわしくは国地頭を主題とする別稿にゆずりたいが、ここでは没官領処分に関してのみ、結論的に述べておきたい。『吾妻鏡』文治元年十二月廿一日条は「文治守護地頭」の設置を語る史料として、早くから注目されて来たが、文治の国地頭設置のもようを次のように語っている。

於諸国庄園下地者、関東一向可令領掌給云々。前々称地頭者多分平家之家人也。是非朝恩、或平家領内授其号補置之、

或国司領家為「私芳恩」定補于其庄園。又令違背本主命之時者改替之。而平家零落之刻、依為彼家人知行之跡、被入没官一畢。仍施「芳恩」本領主空「手後悔之処、今度諸国平均之間、還斷其思云々。

ここには、(1)もともと平家を中心にして地頭が採用されていた事情、(2)この地頭は「朝恩」すなわち、王朝国家によって公認されたものではなく、平家の領内で、国司・領家のもとに私的な芳恩でもって補任されていたこと、(3)この地頭の改替権（「補任権」）はしたがって国司・領家など、本主の側にあったこと、(4)しかし、内乱による平家の零落によって、没官領の接収がおこなわれたため、芳恩を施した本領主・国司・領家は補任・改替権を喪失して後悔していたこと、(5)さらに最後に、文治国地頭の発足によって、「諸国庄園下地」の「関東一向領掌」が決定された故に、さきの本領主はかえって気がやすまったことなどを記している。この部分の『吾妻鏡』の説明は傍点を付したように「前々」「平家零落之刻」「今度」の三段階にわけて、歴史的事実の経過に即して簡明に正確になされている。とくに、平氏時代の地頭が「私芳恩」と本所の補任・改替の権によって、さらに平家零落後の没官領地頭が「朝恩」と本所の補任・改替権否定によって、さらに文治地頭が三転して諸国莊園下地の関東一向領掌によって特徴づけられている点はいへん説得的である。

翌文治二年六月廿一日の頼朝書状によって、文治元年十一月発足の国地頭制は、成立後わずか半年にして事実上解消せしめられる^①。だが没官領・謀叛人所帶跡を基礎として形成されて来た莊郷地頭制そのものは右の国地頭の制によって、制度的には特に改変があったわけではなかった^②。国地頭の停廃を述べた右の頼朝書状の特色の一つは元暦元年七月の伊賀・伊勢における平信兼らの謀叛、翌二年三月の平氏滅亡後の鎮西接収の困難をのりこえて来た頼朝自身の政治的経験をふまえて叙述されている点にあるのだが、ここでは没官領・謀叛人所帶跡地頭について次のように述べている。

- (イ) 又於「伊勢国」者、住人挟「梟惡之心」、已發「謀叛」了。而件餘党、尚以逆心不「直候也。仍為「警衛其輩」、令「補其替之地頭」候也。
- (ロ) 凡不「限」伊勢国、謀叛人居住国々、凶徒之所帶跡ニハ、所「令」補「地頭」候也。然者庄園者本家領家所役、国衛者国役難受、任「先例」可「令」勤仕之由、所「令」下知「候」也。

(ハ) 又縦為謀反人之所帶、令補地頭之条、雖有由緒、可停止之由、於被仰下候所々者、随仰可令停止候也。院宣爭違背候哉。

もはや解説を加える必要もなからうが、(イ)は元暦元年の平氏殘党平信兼の謀叛と、「光貞注文」の作成による伊勢国謀叛人所帶跡への地頭職の配置こそが、鎌倉的莊郷地頭制実現への強力な突破口になったという頼朝の政治的經驗をふまえた説明であり、(ロ)においては伊勢国を突破口とする莊郷地頭制のあらたなる展開がその後も鎮西その他で進められた事情を背景として、謀叛人所帶跡への地頭補任権の再確認をせまったものである。そして(ハ)は、右の原則が院の意向によってのみ例外たりうるといふ頼朝の政治的妥協点を明示したものである。そのことを『吾妻鏡』の地の文は「諸国守護武士并地頭等早可停止、但於近国没官跡者、不可然之由、二品被申京都」とほぼ正確に述べている。文治二年六月に国地頭制は停止されたが、近国没官跡におかれた没官領・謀叛人所帶跡地頭・莊郷地頭は何の変更もなく、従来どおり存続せしめられたのである。

しかしながら、右の頼朝書状にはただ一つ見逃しえない重要な変化がみとめられる。それは謀叛人所帶跡に設置される職の名称が従来の下司職・沙汰人職などの使用をとどめて、地頭職という統一的な名称にぎりかえられていった事情が、はじめて確認される点である。(イ)(ロ)(ハ)の文言がすべてそれを語っているだろう。寿永三年三月の後白河による没官領注文の作成を契機とする、没官領・謀叛人所帶跡にかかわる国家の恩賞授与権の奪取を背景として実質的な成立をみた鎌倉幕府の「地頭領主制」は、莊郷地頭制として文治二年六月にその最終的な歴史的形態を現わすことになったのである。

以上が平家没官領・謀叛人所帶跡におかれた鎌倉幕府莊郷地頭制すなわち、日本中世の「地頭領主制」成立にいたる簡単な歴史的経過である。

① 『吾妻鏡』文治二年六月廿一日条。この点は別稿にゆずるが、さしあたっては前掲『鎌倉幕府』一二六—九頁を参照。

即していえばこの間の劇的な事態の展開はきわめて大きい。前掲『鎌倉幕府』二〇五—九頁。

② これは制度上のかぎってのことである。在地頭主制の実態に

むすび

以上述べたところを要約してむすびにしたい。

鎌倉幕府の基盤をなした地頭制度は東国ならびに鎮西における本領安堵の地頭をしばらくおくとするならば、畿内近国においてはとくに没官領・謀叛人所帶跡におかれた莊郷地頭を中軸にするものであった。この形態の莊郷地頭の成立は、(a)寿永三年三月の頼朝による平家没官領惣領権の掌握 (b)元暦元年七月の伊賀・伊勢の平氏叛乱鎮庄を契機とする伊勢国没官注文の作成と翌二年六月の同国謀叛人所帶跡への地頭職補任 (c)元暦二年三月の壇ノ浦合戦後の鎮西における没官領調査 (d)文治元年十一月国地頭の設置 (e)翌二年六月の畿内近国三十七ヶ国における没官領・謀叛人所帶跡をのぞく国地頭制の停廃などの諸段階をへて漸次確定的なものになっていった。

右の(a)―(e)の各段階のうち、とくに注目されるのは(a)(b)(e)の三つの時点であろう。(a)は没官領が鎌倉へ帰属するという原則を確立したという意味で、また(b)は、その原則が平氏旧領のみならず、国家への謀叛人一般に適用さるべきことを再確認したという意味で、そして(e)は国地頭制の強行がもたらした社会的混乱にもかかわらず、没官領・謀叛人所帶跡地頭にはいささかの変更もないことを最終的に確認したという意味において、それぞれに意味深い時点であったといわねばならない。しかし、さらにすすんで、莊郷地頭成立の最大の画期を求めるとするならば、(a)の寿永三年三月の時点、すなわち、国家による恩賞給付権の一部である没官領・謀叛人所帶跡の処分権が、旧来の王朝国家から切りはなされ、幕府に独占掌握された時点をあげなければならない。この時点で、国家の恩賞権をめぐる王朝国家と頼朝との新しい合意が成立し、莊郷地頭成立の要件がすべてとのえられていたからである。(b)―(e)の諸画期はそれがあらたな歴史的試練をへて、さらに整備されていく過程であったということができる。

追記

本稿執筆後、筆者は「文治国地頭の三つの権限について―鎌倉幕府守護制度の歴史的前提―」（『日本史研究』一五八号）、「文治国地頭の存在形態―梶原景時と土肥実平の事例分析―」（『柴田先生古稀記念日本文化史論叢』所収）「文治国地頭制の廃をめぐって―文治二年六月廿一日頼朝書状の検討―」を準備した。いずれ、近く公表の予定であるが、この一連の作業中に義江彰夫「鎌倉幕府地頭職の成立」上（北海道大学文学部紀要二三）をえた。氏の論稿は多くの論点を提示するものであるが、未完であり、右の作業ではふれることができなかった。あわせ参照していただければ幸いである。

（京都大学助教授

）

Establishment of *Jitō* 地頭 on the Confiscated Estates of Traitors

by

Kyōhei Ōyama

By the time *Kamakura-bakufu* 鎌倉幕府 was formed two kinds of *jitō* were set up: *kunijitō* 国地頭 and *shōgōjitō* 莊郷地頭. In this article I would like to treat the latter, which was set up in the estate confiscated of *Heike* and other traitors.

The making process of *shōgōjitō* is composed of four stages as follows.

1. *Yoritomo Minamoto* 源頼朝 got the right to control the estate confiscated of *Heike* in conformity with 'Heike-mokkanchūmon 平家没官注文', a document issued by ex-emperor *Goshirakawa* 後白河 in March 1184.
2. After suppressing the revolt of *Heike* in *Iga* 伊賀 and *Ise* 伊勢 province in July 1184, *Mitsukazu Katōda* 加藤太光員, a retainer of *Yoritomo*, issued a document named 'Isenokuni-mokkanchūmon 伊勢国没官注文'. Under the provision of that document *Jitō* office was set up there in the next year.
3. *Noriyori Minamoto* 源範頼 inquired into the confiscated estates in *Kyushu* 九州 district after the battle of *Dannoura* 壇ノ浦 in 1185.
4. Finally *Yoritomo* continued to set up the *shōgōjitō* in the confiscated estates while *kunijitō* came to existence in 1185 and lasted eight months. In the meantime office name was standardized to *jitōshiki* 地頭職, and *shōgōjitō* would keep its function throughout *Kamakura* era.

Yukichi Fukuzawa 福沢諭吉, *K'ang Yu wei* 康有為
and their Economic Thought

by

P'eng Tse chou

Yukichi Fukuzawa and *K'ang Yu wei* were both philosophers for the enlightenment, they indeed held high places in the modern histories of their respective countries — the former in that of Japan and the latter of China. Their reform thoughts have been investigated by many students, but the studies of their thoughts on national economy, especially